

意見提出とそれに対する市の考え方

計画案名	矢板市空家等対策計画骨子案
------	---------------

今回公表しました計画案に対する貴重なご意見ありがとうございました。
お寄せいただいたご意見を十分検討した結果、それに対する市の考え方は、次のとおりです。

項目	意見の内容
所在不明の土地への対応について	近年、所在不明の土地が、近隣土地の開発等に大きく影響している状況で、今後も増加すると考えられる。私見として、各行政区長を中心に高齢者だけの住宅を調査、相続人等非常時の連絡先把握などを行うことで、ある程度予防できる。併せて個人情報についても、工作上必要に応じて教えてもらえる配慮を希望する。空家防止のためには、事前の対策が大事なので、早めの対応をお願いしたい。
実施体制について	空家等に対する基本姿勢の中で「所有者の責務」の項目だけでは、単に個人の問題に偏り根本的解決には至らない。空家等問題を全市民の喫緊の課題として捉え、実施体制に「相談窓口の一本化」だけでなく、市民からの「情報提供窓口設置」の項目追加を提案する。
支援制度について	資料2「5 維持管理に関する支援」で、「管理不全な空家の増加を抑制する」との記載があるが、管理不全な空家等の諸原因の例示や具体的な支援策の記載がない。また、生活保護者や長期入院等により自己資金での取り壊しや修繕等管理ができない場合や相続等で登記が進まない場合などについての支援策を教示していただきたい。
意見総数	2人、3件

◇ 意見に対する考え方

今回のパブリックコメントについては、対策計画の柱となる事項（基本方針や重点項目等）を定めた骨子案として、ご意見をいただき、対策計画案を検討する上で参考とさせていただきます。

いただいたご意見については、本編「第4章 重点項目に基づく各施策」や「第5章 空家等に関する相談への対応」などの内容に盛り込みましたのでご参照ください。貴重なご意見、ありがとうございました。